

平成15年3月25日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

交通局の局職員等に対する職務乗車証等の作成・配付は利益供与であり当該行為に伴う経費の支出を違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果

| | |
|---------|---------|
| 東京都監査委員 | 野 田 和 男 |
| 同 | 桜 井 良之助 |
| 同 | 横 山 樹 |
| 同 | 藤 原 房 子 |

第 1 請求の受付

1 請求人

| | |
|------|---------|
| 世田谷区 | 後 藤 雄 一 |
| 江戸川区 | 宮 崎 勝 彦 |
| 杉並区 | 前 川 タケシ |

2 請求書の提出

平成15年1月21日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 事案

交通局は、都バス・都営地下鉄・都電の無料乗車証を以下のごとく合計で8,920枚配付している。また、平成14年9月30日までは、議員待遇者に対し、121枚を配付していた。

(ア) 職務乗車証を計8,438枚について

特別職(局長 1枚、再雇用職員 700枚、非常勤職員 50枚)及び一般職(正規職員 7,453枚、再任用職員 225枚、臨時的任用職員 9枚)に、職務乗車証を計8,438枚

(イ) 業務乗車証を計 4 1 5 枚

派遣職員（東京都地下鉄建設株式会社、東京トラフィック開発株式会社、株式会社ゆりかもめ、東京臨海高速鉄道株式会社）に 2 8 9 枚、警視庁に 7 1 枚、財団法人東京都交通局協力会（以下「協力会」という。）に 5 5 枚、業務乗車証を計 4 1 5 枚

(ウ) 東京都交通局モニター乗車証（以下「モニター乗車証」という。）を 6 7 枚

(エ) 平成 1 4 年 9 月 3 0 日まで、議員待遇者に対し「都営交通全線優待乗車証」を 1 2 1 枚

イ 違法・不当理由

(ア) 職務乗車証を計 8 , 4 3 8 枚について

1. 交通費は、職務上の交通費と通勤上の交通費に分けられる。
2. 交通局の説明では、局職員が職務・通勤で都バス・都営地下鉄を使用するので職務乗車証を配付しているという（ダブル支給はない、と説明している。）。
3. しかし、他局職員が、都バス等の交通局が経営している交通機関を利用しても、職務上の交通費は「旅行命令簿」で精算し、通勤上は通勤手当で処理している。
4. 交通局職員も上記のごとく他局と同じように、職務上の交通費は「旅行命令簿」で精算し、通勤上は通勤手当で支給すれば良いのであり、現状の全員に都バス・都営地下鉄・都電のフリーパス配付は、私的利用が可能となり、利益供与にほかならない。
5. 上記のごとく利益供与になることを承知で職務乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

(イ) 業務乗車証を計 4 1 5 枚について

1. 業務乗車証は、東京都とは別会社・組織に配付されたものであり、利益供与にほかならない。
2. 特に、派遣職員に配付されている業務乗車証は「派遣職員本人」が対象であり、派遣先での職務・通勤手当等は派遣先から支払われるものである以上、交通局は派遣職員が業務乗車証を私的に利用することを承知で配付しており、利益供与は明白である。
3. また、協力会に配付している業務乗車証であるが、協力会職員が職務で

駅構内に入出する際は「業務乗車証」は必要ないという。つまり、協力は別組織である以上、業務乗車証の配付も利益供与である。

4. 上記のごとく利益供与になることを承知で業務乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

(ウ) モニター乗車証 67 枚について

1. 東京都交通局モニター（以下「モニター」という。）の資格要件をみると、

「モニターは、局を定年退職又は勸奨退職した者（引き続き局の再任用職員又は再雇用職員となった者を除く。）で次の各号いずれにも該当するもの又は局長が特に認める者のうちから局長が委嘱する。

(1) モニターを希望する者

(2) 永年勤続表彰を受けた者」

「モニター期間は、退職した翌年度 1 年間とし、再任は認めない。」となっている。

2. 上記のとおり、モニター乗車証を受ける「モニター」とは、交通局を退職し、在職中、永年勤続表彰を受けた者で、モニターを希望するもの、その上、退職から 1 年とされている。つまり、ご苦労様乗車証である。
3. 平成 10 年 3 月 31 日までは、「永年勤続者優待乗車証」という名称で使われていたものを、名称変更したものだ。
4. モニター回答率が 17% というから、局退職者への優遇策、組合への対応の証明であり、利益供与は明白である。
5. 上記のごとく利益供与になることを承知でモニター乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

(エ) 議員待遇者に対する都営交通全線優待乗車証 121 枚について

1. 議員待遇者とは、元都議である。
2. 元都議への「都営交通全線優待乗車証」の配付は利益供与にほかならず、裁量の逸脱に当たり違法である。

(2) 措置要求

- ア 本件全て無料乗車証の制度を即刻廃止し、回収すること。
- イ 乗車証作成にかかった費用を全額返還すること。
- ウ 利用額が算定不能のため、本件損害額を 100 万円とする。

4 請求の要件審査

本件請求のうち、交通局の職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の作成・配付に伴う平成14年1月22日以降の経費の支出については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

なお、本件請求のうち、議員待遇者に対する都営交通全線優待乗車証の作成・配付に伴う経費は、請求日（平成15年1月21日）以前1年間には支出されていない、また、職務乗車証及びモニター乗車証の作成・配付に伴う平成14年1月21日以前の経費の支出については、請求期間の1年を経過しているが、いずれも請求期間の1年を経過したことについて、請求人は正当な理由を主張・立証していないことから、法第242条所定の要件を備えているものと認められない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

交通局の職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の作成・配付に伴う経費の支出のうち、平成14年1月22日以降の経費の支出（以下「本件経費支出」という。）を監査対象とした。

2 監査対象局等

交通局を監査対象とした。

また、協力会に対し関係人調査を実施した。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成15年2月28日に交通局の陳述の聴取を行った際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせる機会を設けたが、請求人は立ち会わなかった。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

なお、職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の作成・配付について、交通局に対し、別項のとおり意見を付す。

以下、事実関係の確認、交通局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件経費支出について

本件経費支出として、平成14年4月12日にモニター乗車証用の感熱転写印刷用乗車証購入経費10万5,000円(消費税額を含む。)が支出され、同年8月22日に職務乗車証用及び業務乗車証用の感熱転写印刷用乗車証並びに特殊券発行機用転写リボンの購入経費66万3,600円(消費税額を含む。)が支出されており、その総額は76万8,600円となっている。

(2) 職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の発行について

職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の発行に関することは、それぞれ職務乗車証発行内規(昭和49年9月19日付49交総第545号)、業務乗車証発行内規(平成14年3月28日付13交総第2258号)及び東京都交通局モニター設置要綱(平成10年3月31日9交総第1115号。以下「モニター設置要綱」という。)において定められており、その主な内容は次のとおりである。

ア 職務乗車証発行内規

- (ア) 職務乗車証は、4月1日に在職する交通局職員に対して発行する。ただし、停職中の者等に対しては発行しない。
- (イ) 職務乗車証は、4月1日に発行する。ただし、新たに交通局職員となった者は、新たに交通局職員となった日に発行する。
- (ウ) 職務乗車証の通用期間は、4月1日又は発行日から翌年3月31日までとする。

(エ) 記名人以外の者が使用したときなどにおいては、職務乗車証を無効として回収する。

イ 業務乗車証発行内規

(ア) 業務乗車証は、公益法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号。以下「職員派遣条例」という。）に基づき、東京都地下鉄建設株式会社及び東京トラフィック開発株式会社の業務に従事する退職派遣職員及び局長が特に必要と認める者（団体を含む。）に対して発行する。

(イ) 業務乗車証は、毎年4月1日に発行し、その通用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(ウ) 業務乗車証は、記名人又は記名団体の所属員以外の者が使用したときなどの場合には、これを無効として回収する。

(エ) 業務乗車証発行内規第2（2）に定める局長が特に必要と認める者（団体を含む。）として、「業務乗車証発行内規の制定について」（平成14年3月28日付13交総第2258号）により、株式会社ゆりかもめ、東京臨海高速鉄道株式会社及び多摩都市モノレール株式会社の業務に従事する職員派遣条例に基づく退職派遣職員並びに警視庁及び協力会を決定している。

ウ モニター設置要綱

(ア) モニターは、交通局を定年退職又は勸奨退職した者（引き続き局の再任用職員又は再雇用職員となった者を除く。）で、モニターを希望し、かつ、永年勤続表彰を受けた者又は局長が特に認める者のうちから局長が委嘱する。

(イ) モニターは、都営交通に乗車し、お客様サービスの観点から改善すべき事項や評価できる事項について、原則として月1回、様式により翌月10日までに交通局に報告する。

(ウ) モニターの業務については、報酬を支給しないが、モニターに対し乗車の用に供するためモニター乗車証を発行する。

(エ) モニター乗車証は、記名人以外の者が使用したときなどの場合には、これを無効として回収する。

なお、平成15年3月1日現在の職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の発行状況は表のとおりである。

(表) 職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証の発行状況 (単位:枚)

| 種類 | 職務乗車証 | 業務乗車証 | | | | モニター乗車証 | 合計 |
|------|-------|--------|-----|-----|-----|---------|-------|
| | | 退職派遣職員 | 警視庁 | 協力会 | 計 | | |
| 発行枚数 | 8,419 | 295 | 71 | 55 | 421 | 67 | 8,907 |

(注) 「第1 請求の受付」における職務乗車証等の発行枚数と上記(表)の発行枚数の相違は、把握時点が異なることによる。

(3) 退職派遣職員について

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「地方公務員派遣法」という。)が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、東京都職員を他団体に派遣する場合、公益法人等については、東京都職員の身分を有したまま派遣することができるが、営利法人については、派遣される職員は一旦東京都を退職しなければならない、かつ、派遣できる営利法人を条例で定めるとともに、当該法人との間で従事する業務などに関し取決めを締結しなければならない。

退職派遣職員とは、地方公務員派遣法に基づき、東京都を一旦退職し、営利法人に派遣された者であり、派遣できる営利法人については、職員派遣条例第10条及び公益法人等への東京都職員の派遣等に関する規則(平成14年東京都人事委員会規則第1号)第2条第2項において、20社が定められている。

このうち、交通局は、東京都地下鉄建設株式会社、東京トラフィック開発株式会社、株式会社ゆりかもめ、東京臨海高速鉄道株式会社及び多摩都市モノレール株式会社の5社(以下「派遣先会社」という。)と「職員の派遣に関する取決め書」を締結し、一旦退職した交通局職員を派遣している。

(4) 旅客運賃の無料等について

東京都電車条例(昭和39年東京都条例第105号)、東京都地下高速電車条例(昭和35年東京都条例第94号)及び東京都乗合自動車条例(昭和40年東京都条例第2号。以下「電車条例等」という。)において、管理者は、事業上の必要その他特別の理由があると認められた者に対しては、旅客運賃を無料とし、又は特別の措置を講ずることができることとされている。

2 交通局の説明

(1) 職務乗車証について

職務乗車証は、当局職員が職務又は通勤のため都営交通に乗車する場合に使用するものであり、職務乗車証発行内規に基づき発行している。

当局の事業は、駅をはじめとする多数の事業所でお客様に輸送サービスを提供するものであり、各事業所間はもとより、本局各部門と各事業所との緊密な連絡、連携が不可欠である。したがって、当該職務を遂行するため、事業所の職員や本局の職員を含めた全職員へ職務乗車証を配付している。当局が管理する鉄道施設やバス車両等の公の施設に当局職員が無料で立ち入るのは当然であり、職務乗車証の職務上の使用については問題ないと考えている。

職務乗車証を全職員に配付していることから、職務の他に通勤での使用も認めており、結果として、職員の都営交通利用にかかる通勤手当、旅費を支給していない。このことは、職員が都営交通を利用した際の運賃を交通局が収納する手続及び当局が職員に対して通勤手当、旅費を支出するという手続を共に避けることができ、事務の簡素・効率化に寄与している。

加えて、当局では、職員が職務又は通勤において交通機関を利用する際に、時間、経費を勘案の上、積極的に都営交通を利用することとしている。他社の交通機関を利用せずに、都営交通を職務乗車証で積極的に利用することは、旅費や通勤手当の節減に寄与している。

なお、職員には、職務乗車証の発行目的について、新任研修や転入研修等の機会を捉えて説明しており、さらに、年1回の職務乗車証更新時にも各所属長を通じ、重ねて全職員に周知し、その徹底を図っている。

以上のとおり、職務乗車証は、当局職員が職務又は通勤のために使用するものであり、かつ、当局の経費節減や事務の簡素・効率化にも寄与していることから、職員に対する違法又は不当な利益供与には当たらないと考える。したがって、職務乗車証の作成も違法又は不当な公金の支出には当たらないと考える。

しかしながら、職務乗車証制度については、今後ともお客様や都民から疑念を抱かれないよう、制度のあり方について現在検討を進めている。

(2) 業務乗車証について

業務乗車証は、当局が局事業と密接な関連のある業務を行っていることを認める団体の職員が、当該業務を遂行するため、都営交通に乗車する場合に使用するもの

である。

電車条例等では、それぞれの条項で「管理者は、事業上の必要その他の特別の理由があると認められた者に対しては、旅客運賃を無料とすることができる。」と規定している。これに基づいて当局では、一定の範囲で都営交通の旅客運賃を無料とする取扱いとし、業務乗車証発行内規を定めて業務乗車証を発行している。当局は、当局事業の代行・補完をするなど密接な協力関係にある団体への協力という考え方にに基づき、警視庁、協力会及び当局から派遣先会社に退職派遣している職員（以下「局退職派遣職員」という。）を業務乗車証発行内規に基づき配付対象としている。

それぞれの配付理由についてであるが、まず、警視庁は、警察官が都営交通機関内において犯罪の予防、捜査の公務を遂行するなど、当局と密接な協力関係にあると位置づけているため配付している。

次に、協力会は、財団法人としての公益事業のほか、定期券発売業務や当局の地下鉄駅構内における売店業務等を運営する中で、各窓口において路線案内や駅構内の案内等を行うとともに、挙動不審者等を発見した際の駅長事務室との連絡体制を確保するなど、都営交通のお客様サービスの一翼を担っている団体であり、当局と密接な協力関係にあると位置づけているため配付している。

最後に、当局から派遣先会社の局退職派遣職員への配付理由については、派遣先会社が交通局の事業を代行・補完しているか、または、都が経営に關与する公共交通機関であること等、当局と密接な協力関係にあると位置づけている団体であることから、団体への協力という趣旨で局退職派遣職員個人に配付している。

業務乗車証の発行にあたっては、団体の業務内容を考慮の上、当局が密接な協力関係を形成、維持することが、局事業の円滑な運営、発展に寄与すると考えられる団体を配付対象としているのであって、恣意的、無限定に都営交通の運賃を無料として取扱っているのではない。

しかしながら、協力会への配付については、お客様や都民から電車条例等に規定する「事業上の必要」によるものとの理解が得られにくい面もあることから、今後、協力会を配付対象外とする。また、局退職派遣職員への配付については、通勤手当や旅費の現物給付に当たるとの疑義があることから、今後、局退職派遣職員も配付対象外とする。なお、局退職派遣職員にかかる業務乗車証作成経費については、既に平成15年3月12日に返納の手続が完了している。

(3) モニター乗車証について

モニター乗車証は、モニター設置要綱に基づき、モニターが都営交通に乗車し、改善すべき事項や評価できる事項を局に報告することを目的として配付しているものである。

モニターには、当局を定年退職又は勸奨退職した者（再任用職員及び再雇用職員となった者を除く。）で、永年勤続表彰を受け、かつモニターになることを希望する者を、退職後1年に限り委嘱している。

モニターを局の退職者としているのは、第一線を退いた局経験の豊かな退職者に都営交通に対する建設的な意見や提案を求めることも有益と考えているためである。

なお、モニターには、一切報酬を支給しておらず、報告業務を行う上で必要なモニター乗車証のみを電車条例等及びモニター設置要綱に基づいて配付している。

したがって、モニター乗車証の配付は、モニターに対する一方的な利益供与ではなく、その作成も違法又は不当な公金の支出には当たらないと考える。

しかしながら、制度導入後5年を経過した現在、電子メール等により、多くのお客様から多様な意見等が寄せられるようになってきていることを踏まえ、今年度限りで本制度を廃止する。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び交通局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において請求人は、職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証を作成・配付したことは利益供与に当たり、当該行為に伴う経費の支出を違法・不当と主張しているものと解されるので、以下、このことについて判断する。

(1) 職務乗車証の作成・配付について

交通局の説明及び関係資料の調査から、以下の事実を確認したが、交通局職員が職務乗車証を職務又は通勤の目的以外に使用した事実については確認できなかった。

ア 職務乗車証の裏面に使用上の注意として、勤務中に携帯し乗降の際は係員に提示すること、自動改札化駅では自動改札機を使用すること及び記名人以外が

使用したときなどは回収すること等が、記載されていること。

イ 平成14年3月25日付けの各部庶務担当課長あて事務連絡において、職務乗車証の更新の際には、職務乗車証は職務又は通勤のため使用するものであることを所属職員に周知するよう記載されていること。

ウ 交通局職員が、職務または通勤において、職務乗車証を使用し都営交通を利用するとき、交通局は、都営交通の利用に伴う旅費または通勤手当を支給していないこと。

以上のことから、職務乗車証の作成・配付は、交通局職員が職務上又は通勤において使用することを目的とするものであること及び職務乗車証により都営交通を利用したとき、都営交通利用に伴う旅費及び通勤手当を支給していないことが認められ、さらには、交通局職員に対し職務乗車証の使用目的の周知を行っていること及び職務乗車証の作成・配付により事務の簡素・効率化等が図られるとする交通局の説明は是認しうることから、職務乗車証の作成・配付は、裁量の範囲内であり、職務乗車証が私的利用可能であることをもって、利益供与に当たるとは認められない。

したがって、職務乗車証の作成・配付は利益供与に当たり、職務乗車証の作成・配付に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

(2) 業務乗車証の作成・配付について

交通局の説明及び関係資料の調査から、以下の事実を確認した。

ア 局退職派遣職員に対する業務乗車証の作成・配付について

(ア) 地方公務員派遣法において、派遣元の地方公共団体が派遣先の営利法人職員の身分となっている退職派遣職員に対し給与及び旅費を負担できる規定はないこと。また、地方公務員派遣法及び職員派遣条例に基づいて交通局と派遣先会社との間で締結されている「職員の派遣に関する取決め書」において、給与及び旅費は派遣先会社の負担とされていること。

(イ) 交通局から派遣先会社に対する平成14年4月1日付け「業務乗車証の発行について」において、業務または通勤のため都営交通に乗車するときに使用してください、と記載されていること。

- (ウ) 派遣先会社では、局退職派遣職員に対し都営交通利用に伴う通勤手当及び旅費を支給していないこと。
- (エ) 監査対象である本件経費支出により購入された感熱転写印刷用乗車証（業務乗車証用）は、監査日現在まで、局退職派遣職員に対する業務乗車証として作成・配付されていないこと。また、現在、交通局が局退職派遣職員個人に対して配付している業務乗車証は、本件経費支出より以前に購入されたものであること。
- (オ) 「戻入金の収入について」（平成15年3月12日付14交総第2178号）により、平成15年3月12日、本件経費支出により購入した感熱転写印刷用乗車証（業務乗車証用）のうち局退職派遣職員分の購入経費相当額として13万3,875円に、年5分の割合による利子相当額を加えた13万7,597円が、交通局総務部長等から返納されていること。
- (カ) (オ)で返納された局退職派遣職員分の購入経費相当額は、本件経費支出により購入した感熱転写印刷用乗車証（業務乗車証用）の枚数を、平成14年度における局退職派遣職員、警視庁及び協力会に対する各々の発行枚数により按分し、算出したものであること。

以上のことから、局退職派遣職員の都営交通利用に伴う通勤手当及び旅費は、派遣先会社が負担すべきものであり、交通局が業務乗車証を局退職派遣職員個人に配付することは、適正を欠くと認められることから、局退職派遣職員に対する業務乗車証の作成・配付に伴う経費を支出することは、適正でない。

しかしながら、本件経費支出により購入した感熱転写印刷用乗車証（業務乗車証用）のうち局退職派遣職員分の購入経費相当額に、年5分の割合による利子相当額を付した13万7,597円が、平成15年3月12日に返納されていることが認められることから、都に損害はないものと認められる。

したがって、局退職派遣職員に対する業務乗車証の作成・配付に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

イ 警視庁に対する業務乗車証の作成・配付について

- (ア) 警視庁刑事部長から交通局長あての「交通局業務乗車証の交付方申請について」（平成14年9月20日付刑・総・庶第1006号）において、

業務乗車証の申請理由として、都営バス等において警察官が行う犯罪の予防、捜査等公務遂行上必要があるためと記載されていること。

- (イ) 警視庁鉄道警察隊長から交通局長あての「交通局業務乗車証の発行願いについて」（平成14年9月26日付け）において、業務乗車証の発行理由として、鉄道施設（地下鉄）における、すり、置き引き等の各種犯罪の予防検挙対策及び線路等の警戒警備のためと記載されていること。

以上のことから、警視庁に対する業務乗車証の作成・配付は、警視庁の犯罪の予防・捜査活動に協力することを目的とするものであることが認められ、警視庁への協力が、都営交通利用客の安全確保等に資するものであることから、警視庁に対する業務乗車証の作成・配付は、電車条例等が定める交通局長の裁量の範囲内であると認められる。

したがって、警視庁に対する業務乗車証の作成・配付に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

ウ 協力会に対する業務乗車証の作成・配付について

- (ア) 交通局は、昭和18年の都電・都バスの回数券等の発売委託をはじめとして、都電、都バス及び都営地下鉄の定期券等の発売等について、協力会に委託していること。
- (イ) 交通局は、昭和35年以来、都営地下鉄駅構内の売店について、行政財産の一時使用許可を協力会に対し行っており、平成14年度においては、102店の売店について行政財産の一時使用許可を行っていること。
- (ウ) 関係人調査において、協力会から以下の説明等を受けたこと。
1. 協力会は、定期券等の発売及び売店に関連する業務のほか、交通局庁舎等の施設管理及び清掃などの業務を行っており、職員数は、平成15年3月1日現在、1,216名であること。
 2. 定期券等発売業務及び売店業務において、地下鉄等の路線案内や駅等周辺の道案内等の問い合わせが多くあり、それらの問い合わせに対応していること。
 3. 定期券等発売業務及び売店業務は、交通局の事業と都民等に認識されており、問い合わせの対応の善し悪しが、交通局事業の評価につながっていること。

ること。

4. 協力会から、新宿駅西口定期券発売所では、道案内が非常に多く、日頃から質問にすぐ答えられるよう周辺図や路線図を持って準備しているとの内容が掲載されている協力会従業員報の提示があったこと。
 5. 公益事業として、交通マナーポスター及び都バス路線案内等の印刷物並びに地下鉄駅における出口表示のための大型案内板を作成するなど、交通局と一体となって、お客様サービスの向上に取り組んでいること。
 6. 以上のような業務を行う過程において、協力会の本部職員が指導監督や連絡調整のため現場等に出かけており、その際業務乗車証を使用していること。
 7. 業務乗車証については、業務上必要とする部署の各室長が保管・管理しており、必要の都度、当該職員に貸し出していること。
- (工) 協力会が説明する地下鉄の路線案内をはじめとする問い合わせへの対応等については、交通局が協力会との間で締結している地下高速電車定期乗車券等の発売等の受委託契約書及び乗車券の発売等に関する委託契約書の契約内容に含まれておらず、行政財産の一時使用の許可条件にも含まれていないこと。

以上のことから、協力会は都営交通のお客様サービスの一翼を担っている団体であり、協力会との密接な協力関係を形成・維持することが、局事業の円滑な運営と発展に寄与するとの交通局の説明は、妥当性を欠くとまでは認められない。

したがって、協力会に対する業務乗車証の作成・配付は、電車条例等が定める交通局長の裁量権の逸脱・濫用に当たるものとまでは認められず、協力会に対する業務乗車証の作成・配付に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

(3) モニター乗車証の作成・配付について

交通局の説明及び関係資料の調査から、以下の事実を確認した。

- ア モニター設置要綱において、モニターは、お客様サービスの観点から改善すべき事項等を、原則として月1回、交通局に報告すること（以下「モニター報

告」という。)とされていること。

イ 平成14年度におけるモニターから交通局に提出されたモニター報告の件数は、平成15年3月10日現在75件で、回答率は10.1%であること。

ウ 過去におけるモニター報告の提出件数及び回答率は、平成11年度192件、20%、平成12年度108件、10%、平成13年度224件、17.9%であること。

エ 監査日現在まで、交通局は、平成14年度のモニターに対し、モニター報告書の提出を促すための措置を講じていないこと。

オ モニター設置要綱において、モニターの業務に対し報酬を支給しないこととされ、現に支給していないこと。

以上のことから、モニター報告の回答率が低く、かつ、モニター業務を適切に履行させるための措置を交通局が講じてこなかったことは、遺憾であると言わざるを得ない。

しかしながら、モニター乗車証の作成・配付は、モニターから交通局事業に対する改善すべき事項等を聴取するため、モニターが都営交通を利用する際に使用することを目的とするものであることが認められ、かつ、モニターとしての報酬を支給していないことから、モニター乗車証の作成・配付について、電車条例等が定める交通局長の裁量権を逸脱・濫用するものとは認められない。

したがって、モニター乗車証の作成・配付は利益供与に当たり、モニター乗車証の作成・配付に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

よって、職務乗車証、業務乗車証及びモニター乗車証を作成・配付したことは利益供与に当たり、当該行為に伴う経費の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

しかしながら、裁量権の行使に当たっては、都民に対する説明責任を十分認識し、慎重に行うことが求められることから、交通局に対し別項のとおり意見を付す。

（交通局に対する意見）

都営交通事業運営上認められている裁量権の行使に当たっては、常日頃から都民に対する説明責任を十分認識し、交通事業に対する都民の信頼を損なうことのないよう慎重に行うことが求められる。

監査を実施する中で、交通局は、モニター乗車証を廃止するとともに、職務乗車証については、そのあり方の検討を、業務乗車証については、配付対象の見直しを行うとしているが、その際には、都民に誤解や疑念を与えることのないよう、適切に行われたい。

なお、既に局退職派遣職員に対し配付している業務乗車証について、適切な対応を図られたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

監査請求書

<事案>

交通局は、都バス・都営地下鉄・都電の無料乗車証を以下のごとく合計で8920枚を配付している。また、平成14年9月30日までは、議員待遇者に対し、121枚を配付していた。

1) 交通局職務乗車証を計8438枚について。

特別職（局長--1枚、再雇用職員--700枚、非常勤職員--50枚）・一般職（正規職員--7,453枚、再任用職員--225枚、臨時的任用職員--9枚）に、交通局職務乗車証を計8,438枚。

2) 交通局業務乗車証を計415枚。

派遣職員（東京都地下鉄建設株式会社、東京トラフィック株式会社、株式会社ゆりかもめ、東京臨海鉄道株式会社）に289枚、警視庁に71枚、（財）東京都交通局協力会に55枚に、交通局業務乗車証を計415枚。

3) 東京都交通局モニター乗車証を67枚。

4) 平成14年9月30日まで、議員待遇者に対し「都営交通全線優待乗車証」を121枚。

<違法・不当理由>

1) 交通局職務乗車証を計8,438枚について。

1. 交通費は、職務上の交通費と通勤上の交通費に分けられる。
2. 交通局の説明では、局職員が職務・通勤で都バス・都営地下鉄を使用するので本件職務乗車証を配付しているという（ダブル支給はない、と説明している。）。
3. しかし、他局職員が、都バス等の交通局が経営している交通機関を利用しても、職務上の交通費は「旅行命令簿」で精算し、通勤上は通勤手当で処理している。
4. 交通局職員も上記のごとく他局と同じように、職務上の交通費は「旅行命令簿」で精算し、通勤上は通勤手当で支給すれば良いのであり、現状の全員に都バス・都営地下鉄・都電のフリーパス配付は、私的利用が可能となり、利益供与にほかならない。
5. 上記のごとく利益供与になることを承知で本件職務乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

2) 交通局業務乗車証を計415枚について

1. 本件業務乗車証は、東京都とは別会社・組織に配付されたものであり、利益供与にほかならない。
2. 特に、派遣職員に配付されている本件業務乗車証は「派遣職員本人」が対象であり、派遣先での職務・通勤手当等は派遣先から支払われるものである以上、交通局は派遣職員が本件乗車証を私的に利用することを承知で配付しており、利益供与は明白である。
3. また、交通局協力会に配付している本件業務乗車証であるが、交通局協力会職員が職務で駅構内に入出する際は「本件業務乗車証」は必要ないという。つまり、交通局協力会は別組織である以上、本件業務乗車証の配付も利益供与である。
4. 上記のごとく利益供与になることを承知で本件業務乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

3) 東京都交通局モニター乗車証に67枚について

1. 本件モニターの資格要件をみると、
『モニターは、局を定年退職又は勸奨退職した者（引き続き局の再任用職員又は再雇用職員となった者を除く）で次の各号いずれにも該当するもの又は局長が特に認める者のうちから局長が委嘱する。

(1)モニターを希望するもの。

(2)永年勤続表彰を受けた者』

モニター期間は、退職した翌年度1年間とし、再任は認めない。』

となっている。

2. 上記のとおり、交通局モニター乗車証を受ける「交通局モニター」とは、交通局を退職し、在職中、永年勤続表彰を受けた者で、モニターを希望するもの、その上、退職から1年とされている。つまり、ご苦労様乗車証である。
3. 平成10年3月31日までは、「永年勤続者優待乗車証」という名称で使われていたものを、名称変更したものだ。
4. モニター回答率が17%というから、局退職者への優遇策、組合への対応の証明であり、利益供与は明白である。
5. 上記のごとく利益供与になることを承知で本件モニター乗車証を作成し、配付していることは裁量の逸脱に当たり違法である。

4) 議員待遇者に対する都営交通全線優待乗車証-121枚に付いて。

1. 議員待遇者とは、元都議である。

2. 元都議への「都営交通全線優待乗車証」の配付は利益供与にほかならず、裁量の逸脱に当たり違法ある。

< 措置請求内容 >

- 1) 本件全て無料乗車証の制度を即刻廃止し、回収すること。
- 2) 乗車証作成にかかった費用を全額返還すること。
- 3) 利用額が算定不能のため、本件損害額を100万円とする。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 「交通局職務乗車証等配布先リスト」との件名の文書の写し
- イ 職務乗車証発行内規、業務乗車証発行内規及び東京都交通局モニター設置要綱の写し